

綾瀬市訪問介護従前相当サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 訪問介護従前相当サービス事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第4条～第14条）

第2節 訪問介護従前相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準（第15条）

第3章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第16条～第21条）

第2節 訪問型サービスAに要する費用の額の算定に関する基準（第21条の2）

第4章 通所介護従前相当サービス事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第22条～第29条）

第2節 通所介護従前相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準（第30条）

第5章 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業（第31条～第36条）

第6章 第1号事業支給費の支給及び支給限度額（第37条・第38条）

第7章 指定の有効期間（第39条）

第8章 指導及び監査（第40条）

第9章 不正利得の徴収等（第41条）

第10章 雑則（第42条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、従前の訪問介護相当サービスの事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による

改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの。以下「訪問介護従前相当サービス事業」という。）及び緩和した基準によるサービス（「訪問型サービスA」という。）の事業（以下「訪問型サービスA事業」という。）並びに法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、従前の通所介護相当サービスの事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの。以下「通所介護従前相当サービス事業」という。）及び緩和した基準によるサービス（以下「通所型サービスA」という。）の事業（以下「通所型サービスA事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（事業の一般原則）

第3条 訪問介護従前相当サービス事業、訪問型サービスA事業、通所介護従前相当サービス事業及び通所型サービスA事業（以下「訪問介護従前相当サービス事業等」という。）の事業者（以下「訪問介護従前相当サービス事業等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 訪問介護従前相当サービス事業等事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 訪問介護従前相当サービス事業

### 第1節 人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第4条 訪問介護従前相当サービス事業は、既に訪問介護を利用しており訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとしての訪問介護が特に必要な場合その他の訪問介護が必要な場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 訪問介護従前相当サービス事業を行う者（以下「訪問介護従前相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 訪問介護従前相当サービス事業者は、その事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は訪問型サービスA事業を行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護従前相当サービス事業及び指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は訪問介護従前相当サービス事業及び訪問型サービスA事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護従前相当サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問介護従前相当サービス及び訪問型サービスAの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問介護従前相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護従前相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（綾瀬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年綾瀬市条例第11号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。

5 訪問介護従前相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービスA事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護従前相当サービス事業及び指定訪問介護の事業又は訪問介護従前相当サービス事業及び訪問型サービスA事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護従前相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第7条 訪問介護従前相当サービス事業者は、その事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護従前相当サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問介護従前相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービスA事業者の指定を受け、かつ、訪問介護従前相当サービス事業及び指定訪問介護の事業又は訪問介護従前相当サービス及び訪問型サービスA事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 第5条第2項のサービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護従前相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護従前相当サービス計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問介護従前相当サービス事業者は、訪問介護従前相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると

認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問介護従前相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護従前相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第11条 訪問介護従前相当サービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護従前相当サービス事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第12条 訪問介護従前相当サービス事業の事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護従前相当サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護従前相当サービス事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 訪問介護従前相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護従前相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護従前相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 訪問介護従前相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護従前相当サービス

の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(便宜の提供)

第14条 訪問介護従前相当サービス事業者は、施行規則第140条の62の3の規定により事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該訪問介護従前相当サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問介護従前相当サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問介護従前相当サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問介護従前相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第2節 訪問介護従前相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準

第15条 訪問介護従前相当サービスに要する費用の額は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号。以下「要綱」という。）を準用し、算定するものとする。

第3章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業

(基本方針)

第16条 訪問型サービスA事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、訪問介護従前相当サービスより事業所の基準を緩和し、生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第17条 訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第115条の45第1項のイに規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、1人以上とする。

2 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA事業及び指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA事業及び訪問介護従前相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている

場合にあつては、当該事業所における訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービスA及び訪問介護従前相当サービスの利用者。以下この条において同じ。)の数に応じ1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の訪問事業責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であつて、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA事業及び指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA事業及び訪問介護従前相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第18条 訪問型サービスA事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第19条 訪問型サービスA事業の事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護従前相当サービス事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスA事業及び指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA事業及び訪問介護従前相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、

前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第20条 第17条第2項の訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。

(準用)

第21条 第11条から第14条までの規定は、訪問型サービスA事業について準用する。

第2節 訪問型サービスA事業に要する費用の額の算定に関する基準

第21条の2 訪問型サービスA事業に要する費用の額は、要綱の単位数に基づき算出した額に0.83を乗じた額とする。

第4章 通所介護従前相当サービス事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第22条 通所介護従前相当サービス事業は、既に通所介護を利用しており、通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合及び集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービスの提供及び生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第23条 通所介護従前相当サービス事業を行う者（以下「通所介護従前相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所介護従前相当サービスの提供日ごとに、通所介護従前相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護従前相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該通所介護従前相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保される

ために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護従前相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護従前相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所介護従前相当サービスの単位ごとに、当該通所介護従前相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所介護従前相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該通所介護従前相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は通所型サービスAを行う者（以下「通所型サービスA事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護従前相当サービス事業及び指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所介護従前相当サービス事業及び通所型サービスA事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護従前相当サービス及び指定通所介護の利用者又は通所介護従前相当サービス及び通所型サービスAの利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該通所介護従前相当サービスの利用定員（事業所において同時に通所介護従前相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護従前相当サービスの単位ごとに、当該通所介護従前相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所介護従前相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 通所介護従前相当サービス事業者は、通所介護従前相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又

は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該通所介護従前相当サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護従前相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護従前相当サービスの単位は、通所介護従前相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該通所介護従前相当サービスの他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所介護従前相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は通所型サービスA事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護従前相当サービス事業及び指定通所介護の事業又は通所介護従前相当サービス事業及び通所型サービスA事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第24条 通所介護従前相当サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第25条 通所介護従前相当サービスの事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護従前相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計し

た面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護従前相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護従前相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 通所介護従前相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は通所型サービスA事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護従前相当サービス事業及び指定通所介護の事業又は通所介護従前相当サービス事業及び通所型サービスA事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第26条 第25条の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護従前相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護従前相当サービス計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第27条 通所介護従前相当サービス事業者は、通所介護従前相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、通所介護従前相当サービス従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(衛生管理等)

第28条 通所介護従前相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護従前相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第29条 第10条及び第12条から第14条までの規定は、通所介護従前相当サービス事業について準用する。

第2節 通所介護従前相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準

第30条 通所介護従前相当サービスに要する費用の額は、要綱を準用し、算定するものとする。

第5章 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業

(基本方針)

第31条 通所型サービスA事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第32条 通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者（専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者又は通所介護従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業及び指定通所介護の事業又は通所型サービスA事業及び通所介護従前相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者又は通所型サービスA及び通所介護従前相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は通所介護従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業及び指定通所介護の事業又は通所型サービスA事業及び通所介護従前相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第33条 通所型サービスA事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第34条 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAを提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は通所介護従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業及び指定通所介護の事業又は通所型サービスA事業及び通所介護従前相当サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第35条 第33条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。

(準用)

第36条 第12条から第14条まで及び第28条の規定は、通所型サービスA事業について準用する。

第6章 第1号事業支給費の支給及び支給限度額  
(第1号事業支給費の支給)

第37条 居宅要支援被保険者等が、訪問介護従前相当サービス事業等事業者の当該指定に係る訪問介護従前相当サービス事業等を行う事業所により行われる当該訪問介護従前相当サービス事業等を利用したときは、市は、当該居宅要支援被保険者等が当該訪問介護従前相当サービス事業等事業者を支払うべき当該訪問介護従前相当サービス事業等に要した費用について、当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、100分の90に相当する額を当該訪問介護従前相当サービス事業等事業者を支払う。ただし、当該居宅要支援被保険者の所得の額が、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2第1項から第3項までに定めるところにより算定した額以上である場合は、100分の80に相当する額を当該訪問介護従前相当サービス事業等事業者を支払う。この場合において、施行令第29条の2第4項から第6項までに定めるところにより算定した額以上であるときは、100分の70に相当する額を当該訪問介護従前相当サービス事業等事業者を支払う。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第38条 訪問介護従前相当サービス、訪問型サービスA、通所介護従前相当サービス及び通所型サービスAに係る支給限度額は、予防給付の要支援1の限度額とする。ただし、利用者の状態によって、限度額を超えてサービスを利用することが、自立支援につながると認められる場合は、この限りでない。

第7章 指定の有効期間

第39条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

第8章 指導及び監査

第40条 市長は、訪問介護従前相当サービス事業等の適切かつ有効な実施のため、当該事業を実施するものに対して、指導及び監査を行うものとする。

第9章 不正利得の徴収等

第41条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者が第1号事業支給費の支給

を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払を受けたときは、当該支給費の額又は支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

#### 第10章 雑則

(委任)

第42条 この要綱に定めるもののほか、訪問介護従前相当サービス事業等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。